(平成31年度版)

# 後期高齢者医療制度のごあんない

"うどん"のように なが~くたっしゃに健康長寿

### 香川県後期高齢者医療広域連合

**〒760-0066** 

香川県高松市福岡町二丁目3番2号

香川県自治会館内2階

### もくじ



個人番号欄がある申請書・届出書等は、 マイナンバー (個人番号)をご記入くだ さい。



### 振り込め詐欺に ご注意ください!



広域連合や市町職員が ATM の操作をお願いすることは絶対にありません。不審な電話があった場合は、最寄りの警察署や市町担当課へご相談ください。

### ご存じですか??フレイル

#### 加齢に伴う変化

- 食欲の低下
- ・活動量の低下(社会交流の減少)
- ・筋力低下
- ・認知機能低下
- ・多くの病気をかか えている

#### 危険な加齢の兆候 (老年症候群)

- ・低栄養
- ・転倒、
  - サルコペニア★1
- ・尿失禁
- ・軽度認知障害(MCI)

#### 《フレイルの多面性》

#### 社会的

閉じこもり、 孤食

#### 身体的

低栄養・転倒の

意欲・ 判断力や

増加 □腔機能 低下

認知機能低下、

※フレイル(Frailty) とは病名ではなく、 加齢とともに筋力や

心身の活力が低下し、 健康障害を起こしや すい状態を表す言葉 です。高齢者の多く

はフレイルを経て要 介護状態に至るとい

われています。元気

に日常生活を送り、 健康寿命を延ばすた めにはフレイルの予

防・改善が大切です。

※厚生労働省「高齢者の低栄養防止・重症化予防等の推進について」より抜粋 ★1サルコペニアとは、加齢による筋肉量の減少と筋力等が低下した状態。

### ○生活習慣を見直してフレイルを予防・改善しましょう!

○バランスよく、しっかり 食べましょう。

また、歯の状態がよくないと飲み込む機能の低下 につながります。

歯の定期検診を受けましょう。



食・口腔機能

○趣味やレクリエーション を楽しむことは、人生が 豊かになるだけでなく、 認知症を防ぐためにも大 変有効です。

#### 栄養



○筋力低下を防ぐために散 歩など外出する機会を増 やし日常生活に適度な運 動を取り入れましょう。

### 【社会参加



趣味、ボランティア、 就労など

身体活動運動など

運動

### 後期高齢者医療制度

### 制度の概要

高齢化の進展に伴い医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平で分かりやすい制度とするため、75歳以上の高齢者を対象にそれまで加入していた医療保険から独立した制度として、平成20年4月に創設されました。

### 制度の運営

香川県内すべての市町が加入する「香川県後期高齢者医療広域連合」(以下、「広域連合」)が主体となり、市町と連携しながら公平で安定した制度の運営に取り組んでいます。

### 広域連合が行うこと

- ・被保険者の資格管理
- ・医療を受けたときの給付
- ・保険料の決定
- ・保健事業の計画、啓発活動など

### 市町が行うこと

- ・被保険者証などの引渡し
- 各種申請書の受付
- ・保険料の徴収
- ・保健事業の実施
- ・窓口における相談 など



広域連合

🕗 後期高齢者医療制度

### 被保険者

### 対象者

# **75**歳以上の方

75歳の誕生日から対象 になります。 加入手続きは不要です。

※ただし、生活保護を受けている方は 対象になりません。 65<sub>歳から</sub>74歳 で一定の 障がいがある方 (任意加入)



#### 一定の障がいとは

- ・国民年金法等における障害年金証書1・2級
- ・身体障害者手帳1~3級および4級の一部
- ·精神障害者保健福祉手帳1 · 2級
- ・療育手帳「A|「A|

### 障害認定による加入・撤回

### いつでも加入や撤回することができます。

障害認定による資格取得日は、 申請して認定を受けた日になります。

#### 障害認定の申請に必要なもの

- ・国民年金証書や身体障害者手帳など、障がい の状態を明らかにする書類
- ・保険証(後期高齢者医療制度加入前に使用していたもの)
- ・個人番号が確認できるもの(個人番号カード または通知カード等)
- ・印鑑

障害認定の撤回による資格喪失日は、 申請届出日の翌日以降になります。

#### 障害認定撤回の申請に必要なもの

- ・保険証(後期高齢者医療制度で使用していたもの)
- ・印鑑

自己負担割合

### 1割負担の方



区分下

被保険者の世帯全員が住民税非課税で、世帯全員のいろいろな所得金額(年金所得は控除額を80万円として計算)が0円になる被保険者。または老齢福祉年金を受給されている被保険者

区分Ⅱ

般

被保険者の世帯全員が住民税非課税で、区分 Iに該当しない被保険者

(1)現役並み所得者、区分 I 、区分 II のどれに も該当しない被保険者

- (2)住民税課税所得※1が145万円以上で、下記 ①②の両方に該当する被保険者および同じ 世帯の被保険者
  - ① 昭和20年1月2日以降に生まれた被保険者
  - ② ①の方を含む世帯の全被保険者の基礎控除 後の総所得金額等の合計額が 210 万円以下

#### ※1 住民税課税所得とは

所得(収入※2から必要経費等の収入ごとの法定控除を行った額)から地方税法上の各種控除(社会保険料控除など)を行った額のことです。詳しくは、各市町の税務担当課へお問い合わせください。

#### ※2 収入とは

収支上の損益にかかわらず、確定申告したものはすべて収入に含まれます。

例) 土地・建物や上場株式等の譲渡損失を損益通算または繰越控除するため確定申告した場合の売却収入等も収入に含まれます。

### ◆自己負担割合の判定時期

年単位

前年の所得に基づき定期判定を行い、毎年8月から新しい自己負担割合が適用されます。

月単位

世帯構成や所得などに変更があった場合には、月単位で判定の見直しを行います。また、変更の内容によっては、さかのぼって自己負担割合が変わる場合もあります。

※前年の所得(1月から7月までの間は、前々年の所得)に基づき 判定します。

### 3割負担の方

現役並み所得者 現役並

現役

住民税課税所得が145万円以上380万円 未満の被保険者および同一世帯に属する 被保険者

住民税課税所得が380万円以上690万円 未満の被保険者および同一世帯に属する 被保険者

住民税課税所得が690万円以上の被保険 者および同一世帯に属する被保険者

下記の条件に該当する被保険者は申請していただ き、認定されると「一般」区分と同様になります。

- (1)世帯に被保険者が1人で、被保険者の収入※2額が 383 万円未満
- (2)世帯に被保険者が2人以上で、被保険者の収入合 計額が520万円未満
- (3)世帯に被保険者が1人で、収入が383万円以上で あるが、同じ世帯に70歳~74歳の方がいる場合、 その方を含めた収入合計額が520万円未満

#### ◆年少扶養控除について

前年の 12 月 31 日時点で世帯主であり、世帯に 所得が38万円以下の0歳から18歳の方がいる被 保険者の場合、下記の金額を住民税課税所得か ら控除した額で判定します。

- ・0 歳から 15 歳 …1 人につき 33 万円
- ・16歳から18歳 …1 人につき12万円

### 保険証など

### 被保険者証(保険証)

1人に1枚「保険証」を交付します。 受診の際には必ず窓口で提示してください。

#### 保険証を確認しましょう

保険証が届いたら、内容を必ず確認しましょう。



- 1 有効期限
- ② 被保険者番号
- 3 氏 名

- 4 住 所
- ⑤ 生年月日
- 6 発効期日

- 7 一部負担金の割合
- ⑧ 資格取得日
- 9 交付年月日

#### ※ 端色は毎年変更

分からないことがあれば、市町窓口でご相談 ください。

- ●7月中に特定記録郵便で新しい保険証を送付します。
- ●75 歳になる方には、誕生日までに特定記録郵便で 保険証を送付します。
- ●年の途中で自己負担割合が変更になる場合は、有 効期間内であっても新しい保険証を送付します。

### 限度額適用・標準負担額減額認定証

区分 I・区分 II の方が、医療機関などの窓口負担や、入院したときの食費などの減額を受けるには、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要です。保険証と一緒に医療機関などの窓口で提示してください。

限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期間は、申請のあった月の初日から翌年7月31日(1月から7月までに申請した場合は、申請した年の7月31日)までになります。

- ※他の医療保険制度で「限度額適用・標準負担額減額認定証」を 持っていた方も、市町窓口で申請が必要です。
- ※ 過去 12 か月で入院日数が 91 日以上の長期入院該当については、市町窓口でお問い合わせください。
- ※ 自己負担区分については、4~5ページをご覧ください。

### 限度額適用認定証

現役 I・現役 II の方が、医療機関などの窓口負担の減額を受けるには、「限度額適用認定証」が必要です。保険証と一緒に医療機関などの窓口で提示してください。

限度額適用認定証の有効期間は、申請のあった 月の初日から翌年7月31日(1月から7月まで に申請のあった場合は、申請した年の7月31日) までになります。

- ※他の医療保険制度で「限度額適用認定証」を持っていた方も、 市町窓口で申請が必要です。
- ※ 自己負担区分については、4~5ページをご覧ください。

### 保険証など

### 特定疾病療養受療証

厚牛労働大臣が定める疾病(特定疾病)の療 養を受ける方は、その疾病の治療に関し、一医 療機関につき限度額が月額1万円になる「特定 疾病療養受療証」を交付します。

### 該当する疾病は下記のとおりです。

- (1)人丁透析を必要とする慢性腎不全
- (2)血漿分画製剤を投与している先天性血液 凝固収因子障害または、先天性血液凝固 区因子障害(いわゆる血友病)
- (3)抗ウイルス剤を投与している後天性免疫 不全症候群(HIV 感染を含み、厚生労働 大臣の定める者に係るものに限る。)
- ※ 他の医療保険制度で「特定疾病療養受療証」を持つ ていた方も、市町窓口で申請が必要です。

#### 保険証の取扱いの注意事項



保険証の有効期間は、 毎年8月1日から翌年 の7月31日までです。

### 2保管



保険証はいつでも使える ように、必ず手元に保管 するようにしましょう。

### 3 再交付



再交付は、市町窓口で 行っています。申請に 必要なものを確認して から届出してください。

### 4 返却·破棄



有効期限切れの古い保険 証は、市町窓口に返却し ていただくか、ご自身で 破棄してください。

### 自己負担限度額など

### 高額介護合算

毎年8月1日から翌年7月31日までの1年間に後期高齢者医療保険と介護保険の両方で、自己負担がある世帯のうち、世帯の自己負担の合算額から下記の限度額を差し引いた金額が501円以上となった場合、限度額を超えた部分が「高額医療・高額介護合算療養費」として支給されます。

支給対象となる方には、申請書類をお送りしますので、必要事項をご記入のうえ、お住まいの市町後期高齢者医療担当窓口に申請してください。申請できる期間は、原則として2年間です。(起算日については、広域連合またはお住まいの市町後期高齢者医療担当窓口でご確認ください。)

	区 分 自己負担限度額(年額)		
現	現役Ⅲ (課税所得 690万円以上)	212 万円	
役並	現役 II ( 課税所得 380 万円以上)	141 万円	
み	現役 I ( 課税所得 145 万円以上)	67 万円	
	— 般	56 万円	
	区分Ⅱ	31 万円	
	区分I	19 万円	

### 自己負担限度額など

### 高額療養費

1か月の医療費が高額になった場合、自己負担限度額\*を超えた部分が「高額療養費」として支給されます。(入院時の食費や差額ベッド代等の保険適用外の負担金額は含みません。)

振込先口座の登録がない方には、高額療養費に該当した際に申請書をお送りしますので、必要事項をご記入のうえ、お住まいの市町後期高齢者医療担当窓口に申請してください。

- ※ 自己負担限度額については、11 ページの表をご覧ください。
- ◆月の初日から末日まで、1か月ごとの病院・診療所・ 歯科・調剤薬局の自己負担額を区別なく合計します。
- ◆保険が適用されない場合の支払額は、計算の対象と なりません。

(「食費」・「居住費」・「差額ベッド代」等)

- ◆高額療養費の支給は、診療を受けた月から3か月後以 降となります。
- ◆申請できる期間は、原則、<u>診療を受けた月の翌月の</u>1日から2年間です。
- ◆一度申請していただくと、その後は申請された□座に自動的に支給されます。振込先の□座の変更がない限り、再度申請する必要はありません。
- ◆「区分 I 」、「区分 II 」に該当する方には、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」を発行します。また、「現役 II 」、「現役 II 」に該当する方には、申請により「限度額適用認定証」を発行します。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」および「限度額適用認定証」については、7 ページをご覧ください。

### 自己負担限度額

負切	負担区分		自己負担限度額※1		
割合			外来(個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	
		現役Ⅲ (課税所得 (690万円以上)	252,600 円+を超	医療費が 842,000 円 3えた場合は、その超 3分の 1%を加算)	
	現		《140,100 円》※2		
3	役並	現役 II 課税所得 (380 万円以上)	(総医療費が 558,000 円 167,400 円 + を超えた場合は、その超 えた分の 1%を加算)		
割	み		《93,000 円》※2		
		現役 I ( 課税所得 (145 万円以上)	80,100 円+を超	医療費が 267,000 円 Bえた場合は、その超 B分の 1%を加算)	
		《44,400		円》※2	
1		— 般	18,000円 【144,000円】※3	57,600 円 《44,400 円》※2	
chil	(	区分Ⅱ	8,000円	24,600円	
割	区分I	区分 I	0,000 円	15,000円	

- ※1 75歳の誕生日を迎えた月(1 日生まれの方を除く。)については、誕生日前の医療保険と後期高齢者医療の2つの制度にまたがるため、自己負担限度額は、表中の半額になります。
- ※2《 》内は、過去 12 か月以内に外来+入院(世帯単位)の 高額療養費の支給を3回以上受けた場合、4回目以降に適 用される限度額を指します(多数回該当)。
- ※3 1年間の計算期間(毎年8月1日から翌年7月31日まで) のうち、基準日(計算期間の末日)時点で負担割合が1割であった月の外来の自己負担額を合算し、【144,000円】を超えた場合に、その超えた額を後日払い戻します。

### 自己負担限度額など

### 入院時の食費の負担額

入院したときは医療費とは別に、下記の食費 (1 食あたり)の自己負担が必要です。

	区	分		食	費
一般・現	見役並み			460	円※1
区分Ⅱ	過去1年の入院日数が90日以下		90 日以下	210	円
	過去 1 年の入院日数が 91 日以上		160	円※2	
区分 I				100	円

- ※1 指定難病患者等一部の方は260円の場合があります。
- ※2 過去1年間で区分IIの認定を受けている期間の入院日数が 91日以上の場合、申請することで申請日の翌月から160円 の食費が適用されます。

### 療養病床(入院時の食費・居住費の負担額)

療養病床に入院したときは医療費とは別に、下記の食費(1食あたり)と居住費(1日あたり)の自己負担額が必要になります。ただし、指定難病患者については居住費の負担はなく、食費は一般病床と同様になります。

区 分	食費	居住費
一般・現役並み	460 円 <del>※1</del>	
区分Ⅱ	210円	370円
区分Ⅰ	130円	
老齢福祉年金受給者等	100円	0円

<sup>※1</sup> 一部の医療機関では、420円の場合があります。

### 交通事故などにあったとき被保険者が亡くなったとき

### 第三者行為

交通事故や傷害事件など、第三者の行為によってケガや病気をした場合、届出により後期高齢者医療制度で治療を受けることができます。

この場合、広域連合が一時的に医療費を立て替え、あとで加害者に請求することになります。そのため医療機関を受診する際に申し出ていただくとともに必ず広域連合または市町窓口に「第三者行為(交通事故等)による傷病届」を提出してください。

届出に 必要なもの ●保険証●印鑑●事故証明書などんな小さな交通事故でも警察に届けて「事故証明書」をもらいましょう。

#### お願い

最近、高齢者ドライバーによる交通事故や自転車での接触事故などが増えています。交通事故で加害者になれば、被害に遭われた方に対して多額の損害賠償が必要となることもあります。もしもの時に備えて、必ず自動車保険(上乗せ保険)や自転車損害保険に加入しておきましょう。

### 葬祭費

被保険者が亡くなられたとき、申請により葬祭を行った方に対し「葬祭費」が支給されます。

平成 30 年 3 月 31 日まで	平成 30 年 4 月 1 日以降	
に亡くなられた被保険者	に亡くなられた被保険者	
支給金額 5万円	支給金額 3万円	

### 保険が使用できる治療

### いったん全額自己負担したとき

下記の場合については、いったん全額自己負担 した後に市町窓口で申請します。認定されると自己 負担額以外の部分が「療養費」として支給されます。

- ●やむを得ず、保険証を持たないで診療を受けたとき
- ●海外渡航中に治療を受けたとき (治療目的の渡航は除く)
- ●医師の指示でコルセットなどの治療用装具をつくったとき
- ●医師の同意を得て、あんま・マッサージ、はり・ 灸などの診療を受けたとき

### 柔道整復(接骨院・整骨院)のかかり方

柔道整復(接骨・整骨・骨つぎ)とは、骨や関節・筋肉のケガ(すべったり、転んだり、ぶつけたりしたときの新しい負傷)の治療・応急手当を目的とする施術です。

### 保険が使える施術

- ■打撲 ■ねんざ ■挫傷(肉離れなど)
- **骨折・脱臼**(応急手当の場合を除き、医師の同意が必要です)
- ●負傷の原因を正しく伝えて施術を受けましょう。
- ※施術を受ける原因となった負傷について、「いつ」「どこで」「何をしていて」「どうなった」かを正しく施術師に伝えてください。また、交通事故などによる負傷で保険を使われる場合は、必ず広域連合へご連絡ください。
- ●治療が長引く場合は、一度医師の診断を受けましょう。

## 注意

### 全額自己負担になる施術

- ■単なる肩こり・腰痛・肉体疲労
- ■特にケガはないが、気持ちがいいから受ける もの(慰安目的)
- ■古傷など、症状改善の見られない長期の治療
- ■脳疾患後遺症などの慢性病
- ■整形外科や外科で治療中の部位 など

広域連合より施術内容についてお尋ねすることがあります。整骨院・接骨院からの請求の中には、保険の対象とならない施術についての請求や、不適切な請求が見つかることがあります。適正な保険給付のために調査が必要と判断される場合には、被保険者の方に広域連合より「負傷原因」「施術年月日」「施術内容」等を照会させていただくことがあります。そのため、領収書の保管をしていただき、照会がありましたら、ご回答くださいますようご協力をお願いいたします。

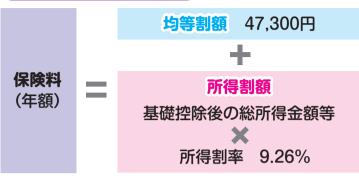
### あんま・マッサージ、はり・灸の施術

あんま・マッサージ、はり・灸を保険証を使って受診するときには、 医師の同意が必要です。

- 保険証を使って、あんま・マッサージ の施術を受けられる場合は?
  - **A** 保険適用の対象になるあんま・マッサージは「医療上必要」と医師が認め、同意がある場合です。
- 保険証を使って、はり・灸の施術を 受けられる場合は?
  - トリイン 慢性病で、病院で治療を行っても効果が認められなかったり、はり師・灸師の施術による効果が期待できる場合、医師の同意があれば保険証を使うことができます。医師に症状を話し、同意書に必要事項を記入してもらうことが必要です。

### 保険料の計算方法

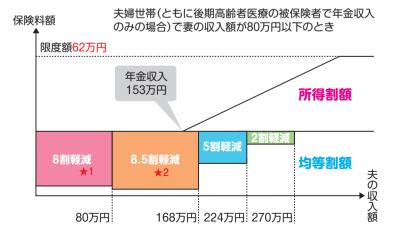
### 保険料について



全員が等しく負担する「均等割額」と、所得に応じて決まる「所得割額」の合計額からなり、被保険者が個々に納めます。保険料率は県内すべての市町で同じです。

- ※賦課期日は4月1日ですが、年度途中に被保険者になられた方は、 資格取得日が賦課期日になります。
- ※基礎控除は、33万円です。
- ※限度額は、1人につき62万円です。
- ※均等割額と所得割額の合計額に100円未満の端数があるときは、 切り捨てます。

### 年金収入でみた保険料イメージ図



### 保険料の軽減

### 低所得者の軽減

#### 均等割の軽減

世帯の被保険者全員と世帯主の総所得金額等の合計額で判定します。 本則7割軽減の対象の方は、これまで更に上乗せして軽減(8.5割、 9割)されてきましたが、被保険者のみなさんが安心して医療を受け られるようにするため、平成31年度(2019年)から段階的に見直しを 行います。

対象者の所得要件	均等割の軽減			
(世帯主および世帯の被保険者 全員の軽減判定所得の合計額)	本則	31年度 (2019年)	32年度 (2020年)	33年度 (2021年)
(平成30年度における8.5割軽減の区分) ★2 33万円以下		8.5割	7.75割	7割
(平成30年度における9割軽減の区分) ★1 うち、世帯の被保険者全員の各種所得なし	7割	8割	7	割
33万円+(28万円×世帯の被保険者数)	5割		5割	
33万円+(51万円×世帯の被保険者数)	2割		2割	

- ※賦課期日の世帯状況で判定します。
- ※65歳以上の方は、公的年金所得について最大15万を控除します。
- ※9割軽減の対象であった方については、年金生活者支援給付金の支給や介護保険料の 軽減強化といった支援策の対象となります。(ただし、課税者が同居している場合は 対象となりません。また、年金生活者支援給付金の支給額は納付実績等に応じて異 なります。)
  - 8.5割軽減の対象の方については、年金生活者支援給付金の支給の対象とならないこと等を踏まえ、激変緩和の観点から、1年間に限り実質上8.5割軽減を据え置くことになります。

### 被扶養者であった方の軽減

被保険者の資格を取得した日の前日に被用者保険の被扶養者※であった方は、所得割額の負担はなく、資格取得後2年を経過する月までの間に限り、均等割額が5割軽減されます。

- ・既に77歳に到達している方は、この軽減は適用されません。
- ・76歳以下の方は、77歳に到達する前月分まで、この軽減が適用され、77歳になった月分からはこの軽減が適用されなくなります。

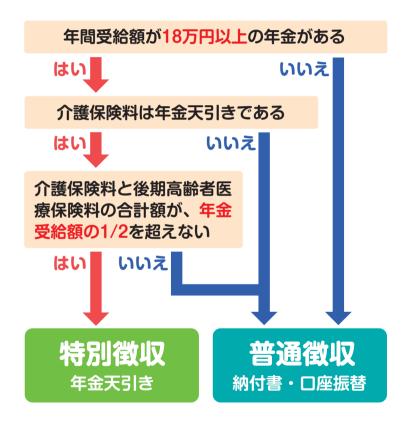
なお、世帯の所得に応じて均等割額の軽減が適用される場合があります。

※被用者保険の被扶養者とは、協会けんぽ、組合健保、共済組合などの保険に加入していたときに被扶養者であった方です。(市町国民健康保険、国民健康保険組合は除く)

### 保険料の納付方法

### 納付方法判定の流れ

75歳になられた方や転入など、新規に資格を取得された方には、最初は納付書で保険料を納めていただきます。その後の納付方法については、受給している年金の種類等によって2通りに分かれます。



- ※対象になる年金は、老齢(退職)年金・遺族年金・ 障害年金です。老齢福祉年金は対象になりません。
- ※年間受給額が18万円以上の年金を複数受給している場合は、優先順位が最も上位の年金で特別徴収の可否が判定されます。

#### 18保険料

### 年金からの天引き 特別徴収

### 納め方

### 仮徴収

4月 6月 8月

原則、**2月に天引きされた額と同額**が天引き **されます**。

### 本徴収

10月 12月 2月

前年の所得が確定した後、年間保険料額から仮徴収分を引いた額が、3期に分けて天引きされます。

※年金天引きで保険料を納めている方でも、納付書での支払いへ変更になる場合があります。詳しくは保険料納入通知書で確認してください。

### 納付書・口座振替 普通徴収

市町から送付される納付書または口座振替により、7月から翌年2月までの毎月(年8回)に分けて納付していただきます。

### 納め方

- ●□座振替を希望する方は、市町窓□や金融機関にある「□座振替依頼書」に必要事項を記入のうえ、金融機関に提出してください。
- ●国民健康保険税(料)を口座振替で納めていた方 も新たに口座振替の手続きが必要になります。

### 保険料に関するお知らせ

### こんなときは徴収方法が変わります

### 年度途中で保険料が増額になった場合

- (1)増額となった部分を納付書で納めていただきます。 (特別徴収と併徴)
- (2)特別徴収で納期が来ていない部分と、増額になった部分の合計額を納付書で納めていただきます。
- ※(1)または(2)のどちらの方法で納付をお願いするかに ついては、お住まいの市町から通知があります。

### 年度途中で保険料が減額になった場合

残りすべての保険料を納付書で納めていただきます。

### 特別徴収を口座振替に変更できます

保険料を年金天引き(特別徴収)で納めている方で、口座振替を希望する場合は手続きが必要です。

- ※納付状況等で口座振替に変更できない場合があります。
- ※特別徴収から納付書による納付への変更はできません。

### 保険料の納付は口座振替が便利です

納付書で保険料を納めている方は、納め忘れ防止 に役立つ口座振替をご利用ください。

### 保険料の減免

被災等の特別な事情で保険料の納付が困難になった場合は市町窓口で申請し、認められると保険料の減免を受けることができます。お早めにご相談ください。

### 保険料を納めていない場合



### 納期を過ぎても納付がない場合

#### 督促状が届きます。

※延滞金が加算される場合があります。



特別な事情もなく滞納が続いた場合

有効期間の短い保険証が交付される場合があります。



悪質で納めていない状態が1年以上 続いた場合

保険証を返還してもらい「被保険者資格証明書」を交付する場合があります。

※被保険者資格証明書で受診したときは、いったん全額自己 負担になります。また、給付が一時差し止めになる場合や 財産の差し押さえ処分を受ける場合もあります。保険料は 必ず納期限までに納めましょう。

納付が困難なときは、お早めに お住まいの市町窓口でご相談ください。

### 保険料は大切な財源です

保険料は、被保険者のみなさんが病気やケガ等で被保険者証を使って、医療機関等にかかるときに必要な医療費の大切な財源です。

医療にかかる費用のうち、被保険者のみなさんが医療機関等で支払う自己負担分を除いた費用を、公費(国・県・市町の負担金)で約5割、後期高齢者支援金(若い世代の保険料)で約4割、残りの約1割を被保険者のみなさんが保険料として負担し、社会全体で後期高齢者医療制度を支えています。

### 後期高齢者医療制度の財源

### 医療費

患者負担

医療機関等で支払う窓口負担(所得に応じて1割または3割)



保険料【約1割】

後期高齢者支援金【約4割】 ※若い世代の保険料

(保険でまかなう医療給付

公費(年金) 【約5割】 国:県:市町=4:1:1

### よくある質問

- 納付書はいつ届くの?
  - 毎年7月に市町から保険料額決定通知書等が送付されます。
    - ※新たに75歳になられる方には、初年度のみ誕 生月の翌々月以降に送付されます。
- 国民健康保険は年金天引きだったのに納付書が届いた?
  - **A** 最初は納付書(普通徴収)による支払いを お願いします。
    - ※国民健康保険税(料)が年金天引きや口座振替になっていた方でも、最初は納付書での支払いに変わります。その後、特別徴収の要件を満たす方については、納付方法が年金天引きに変わります。
- 保険料等の基準になる所得金額の 算定方法は?
  - 全 年金所得や給与所得、譲渡所得などの合計額から基礎控除額(33万円)を引いた額が保険料算定等の基準額になります。
- 資格を取得、喪失したときの保険料は どうなるの?
  - 資格を取得した場合は、資格取得日の属する月から月割りで算定します。資格を喪失した場合は、資格喪失日の属する月の前月までを月割りで算定します。

### 各種お知らせ

### 健康診査

糖尿病などの生活習慣病を早期に発見し、重症化を 予防するためには、定期的な健康診査が重要です。

健康診査は広域連合が市町に委託して行っています。 実施時期については、お住まいの市町からお知らせが あります。年1回は必ず受診しましょう。

### 歯科健康診査

平成31年4月1日時点で75歳・80歳の被保険者の方は、歯科健康診査を無料で受けることができます。対象者には広域連合から受診券を7月頃に発送しますので、必ず受診しましょう。

### 人間ドック

人間ドックの費用について、一部助成を行っている 市町があります。詳しい内容は、お住まいの市町窓口 へお問い合わせください。

### 受診マナーを守りましょう

- ◆休日や夜間に救急医療機関で受診しようとする場合、 平日の時間内に受診することができないか、もう一 度考えてみましょう。(緊急患者が優先的に受診で きるようにしましょう)
- ◆かかりつけの医師を持ち、気になることがあれば、 まずは相談しましょう。
- ●複数の医療機関に同じ病気で受診することは控えましょう。(重複する検査や投薬により、かえって体に悪影響を与えてしまう心配があります)

#### 24 各種お知らせ

### ジェネリック医薬品



後発医薬品(ジェネリック医薬品)とは、先発医薬 品(新薬)の特許が切れた後に販売される先発医薬品 と同等の効能・効果をもつ医薬品のことです。

先発医薬品より安価で経済的です。 自己負担額の軽減、医療保険財政の改善に なります。

効き目や安全性は先発医薬品と 同等です。

品質・有効性・安全性については、欧米と 同基準で審査しています。

希望される方は、医師・薬剤師にご相談ください。

### 臓器提供意思表示欄を 保険証に設けています。



日本で臓器の移植希望登録をしている人は約1万4千 人います。しかし、臓器の提供が少なく、多くの方が 移植を待ちながら亡くなっています。

意思表示をすることに年齢の上限はありません。高 齢の方でも病気で薬を飲んでいる場合でも、どなたで も記入していただけます。自分が最期を迎えたとき、 誰かの命を救うことができます。私たち一人ひとりが 臓器提供について考え、家族と話し合い、自分の臓器 提供に関する意思表示をしておくことが大切です。

### お問い合わせ先

市町名	担当課名	電話番号	FAX 番号
高松市	国保·高齢者医療課	087-839-2315	087-839-2314
丸亀市	保 険 課	0877-24-8842	0877-24-8832
坂出市	けんこう課	0877-44-5006	0877-44-5068
善通寺市	保 健 課	0877-63-6308	0877-63-6368
観音寺市	健康増進課	0875-23-3927	0875-25-5900
さぬき市	国保・健康課	0879-52-2514	0879-52-2990
CMGIII	国体 健康味	0879-26-9907	0879-26-9947
東かがわ市	保 健 課	0879-26-1229	0879-26-1339
三豊市	健 康 課	0875-73-3014	0875-73-3020
土庄町	福祉課	0879-62-7002	0879-64-6105
小豆島町	健康づくり福祉課	0879-82-7038	0879-82-1120
三木町	健康福祉課	087-891-3304	087-898-1994
直島町	住民福祉課	087-892-2223	087-892-3888
宇多津町	健康増進課	0877-49-8001	0877-49-8026
綾川町	保険年金課	087-876-1593	087-876-3120
琴平町	福祉保険課	0877-75-6705	0877-75-6724
多度津町	高齢者保険課	0877-33-4488	0877-33-2550
まんのう町	福祉保険課	0877-73-0124	0877-73-0111

分からないことがあれば、市町窓口でご相談ください。 ★さぬき市 2019 年4月30日まで 上段の番号 2019 年5月1日から 下段の番号

### ◎下記の場合は届出が必要です。

どんなとき	届出先	いつまでに
転入したとき	市町窓口へ	14日以内
転出するとき	保険証を持って市町窓口へ	すみやかに
資格を 喪失したとき	保険証を持って市町窓口へ	すみやかに
交通事故などに あったとき	保険証、事故証明書等を 持って市町窓口へ	すみやかに
被保険者が 亡くなったとき	亡くなった方の保険証を 持って市町窓口へ	14日以内

※届出の際には印鑑を持参してください。 (押印を必要とする申請があります。)